

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

府 省 庁 名 総務省

No	2
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 (固定資産税) 事業所税 その他()
見直し 項目名	広帯域加入者網を構成する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の縮減
見直し 内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備のうち、以下の設備を縮減。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 加入者系無線アクセス通信用無線設備 (2) 衛星インターネット通信用無線設備 ・ 対象設備のうち、以下の設備については「ブロードバンドによる情報格差解消税制」に移行させることとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置 (2) デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備
関係条文	地方税法附則第15条第19項、同法施行令附則第27項から第28項及び同法施行規則附則第6条第47項から第49項
廃止 又は 縮減の 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロードバンド・ゼロ地域（2009年3月末、約64万世帯）の解消については、2009年10月現在、以下のように目途している。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 34万世帯については、2009年度補正予算等による公的整備により解消 (2) 約30万世帯については、民間事業者による営業エリア拡大により解消 ・ 上記(2)のうち、約9.3万世帯はADSLにより、約5.5万世帯は光ファイバによりそれぞれ解消が見込まれるところ、衛星インターネットにより解消が見込まれる世帯は1～2万世帯にとどまること。また、加入者系無線アクセス通信用無線設備（FWA）による整備は(2)に含まれないことから、これら設備については縮減することとした。
増収 見込額	9百万円